

【参考】地域支援事業の実施内容

(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から始まった事業で、それ以前に実施していた老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等を再編したものです。

事業内容は大別して、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業があります。

(2) 本市で実施する施策・事業

※ 各施策・事業の概要は「第4章 重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施」を参照

① 介護予防事業

ア 二次予防事業

要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（二次予防事業対象者）が、要支援・要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした事業。

★二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業の対象となる二次予防事業対象者の把握のため、65歳以上の第1号被保険者（要支援・要介護認定者除く）を対象に、「基本チェックリスト（生活機能低下の有無をチェックする25の質問項目からなる判定票）」を郵送により送付・回収を行う。

加えて、地域包括支援センターにおいて、本人、家族からの相談や地域の役員、主治医等との連携からも二次予防事業対象者を広く把握し、適切な介護予防サービス（地域支援事業）に繋げる事業。

本市実施事業

二次予防事業対象者把握事業

★通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、通所により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う事業。

本市実施事業

地域介護予防推進事業 等

★訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者であって、心身の状況により通所形態による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等がその方の居宅を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業。

本市実施事業

訪問型介護予防事業（地域介護予防推進事業）

イ 一次予防事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指して、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業。

★介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、講演会や相談会等の開催やパンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防ファイルの交付等を行う事業。

本市実施事業

地域介護予防推進事業、口腔機能相談 等

★地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業。

本市実施事業

地域介護予防推進事業、健康すこやか学級、すこやか講座（在宅高齢者機能回復訓練事業） 等

② 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況等に応じて、自主的な選択に基づき、適切な介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う事業。概ね次のようなプロセスにより実施する。

- ①課題分析（アセスメント）と目標設定
- ②介護予防プランの作成
- ③モニタリングの実施
- ④介護予防ケアプランの見直し、評価

※ 地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、介護報酬を財源として、予防給付に関するケアマネジメント業務も併せて実施する。

イ 総合相談支援事業

地域の高齢者の心身の状況や生活の実態、必要なサービスや支援等に関する情報を幅広く把握するとともに、様々な相談内容に応じて、地域における適切な保健・医療・福祉と連携を図ることで、地域の高齢者の総合的な支援を行う事業。

ウ 権利擁護事業

困難な状況にある高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のため必要な支援を行うとともに、虐待の早期発見・予防するためのネットワークの構築等を行う事業。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医、介護支援専門員等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とする。地域の介護支援専門員等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティア等様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備等包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

ア～エを合わせて

地域包括支援センター運営事業，地域包括支援センター運営協議会等事業，高齢者虐待防止事業，認知症高齢者等権利擁護事業（長寿すこやかセンター事業）

③ 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

真に必要なサービスとは認められない不要なサービスが提供されていないかの検証，制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供，連絡協議会の開催等により，利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに，介護給付費の適正化を図るための事業。

イ 家族介護支援事業

★家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し，適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

高齢者介護相談事業（認知症の介護入門講座）

★認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため，認知症に関する広報・啓発活動，徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用，認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う事業。

徘徊高齢者あんしんサービス事業

★家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

家族介護用品給付事業，高齢者介護相談事業，短期入所生活介護緊急利用者援護事業

ウ その他事業

★成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業。

本市実施事業

認知症高齢者等権利擁護推進事業

★福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に係る相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行う等の経費を助成する事業。

★地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進等を行う事業。

本市実施事業

介護相談員派遣事業、高齢者仲間づくり推進事業、老人福祉センター運営事業、すこやか生活支援介護予防事業、知恵シルバーセンター運営事業、老人福祉員設置事業、一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業、配食サービス事業 等

<参考>介護予防・日常生活支援総合事業について

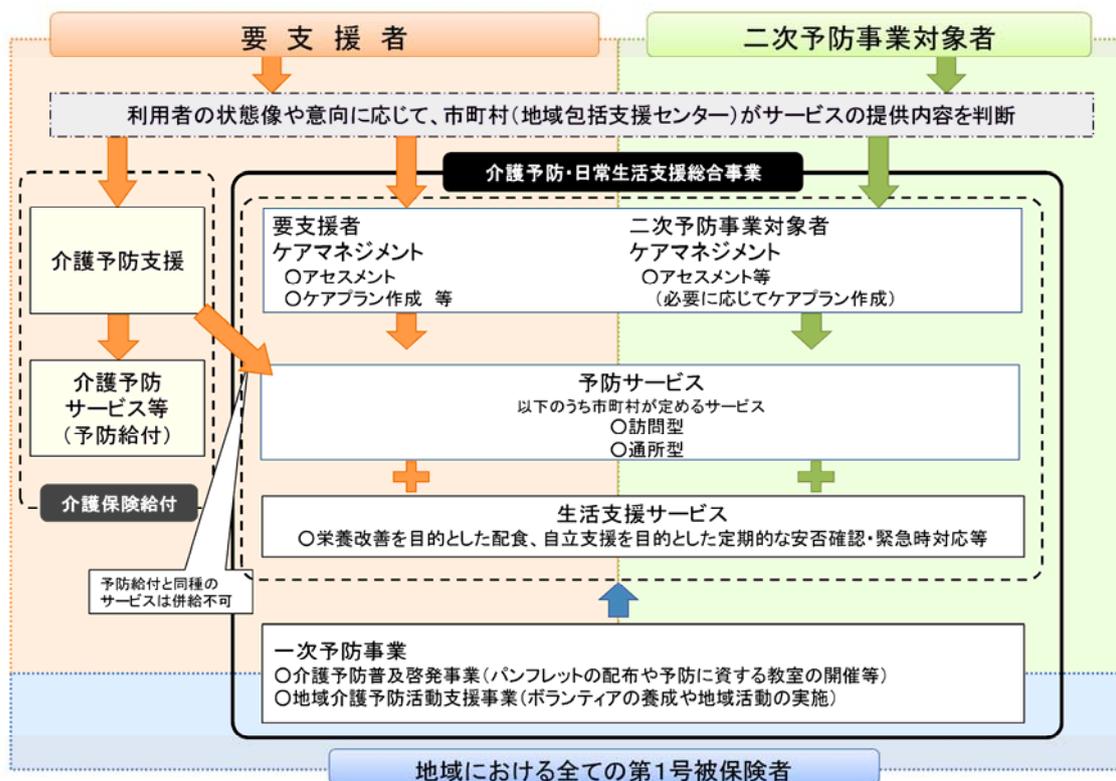
平成24年4月1日施行の改正介護保険法により創設される「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、地域支援事業として、各市町村の判断で、「要支援」と「自立」を行き来するような高齢者の方等に対して、切れ目のないサービスや、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供できる点において意義のあるものと考えられます。

しかし、本事業の実施の是非については、次の点において判断材料が十分でなく、なお検討を要する状況にあります。

- ・ 総合事業の対象者は、「要支援者」と「二次予防事業対象者」とされており、これまで要介護・要支援者を対象としていた配食サービス等を総合事業として実施した場合、新たに二次予防事業対象者も利用できることとなるため、サービス利用者の見込やそれに伴う本市財政への影響が判断できないこと。
- ・ 総合事業を含む地域支援事業については、政令において事業費の上限額が設定されており（現行は総枠として、介護給付見込額の3%）、将来的に総合事業の利用者数が増加し、政令で定める上限額まで到達した場合、本事業を継続して実施することができない可能性があること。

上記のとおり、総合事業の実施については、財政面への影響や安定的な事業運営を確保するため、さらに詳細な分析を行う必要があることから、引き続き、実施の可能性について検討を進めます。

総合事業の利用対象者及びサービス内容



資料：厚生労働省老健局振興課

